**大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金**

**補助対象基準**

大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金については、大阪府補助金交付規則及び大阪府私立

幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に規定されるもののほか、この

補助対象基準に定めるところによる。

**１　補助対象事業の要件**

当該補助金の補助対象となる預かり保育事業は、（１）の要件をすべて満たし、保育日に応じて（２）～（４）の要件を満たすこと。

**（１）預かり保育全般**

① 本補助金における預かり保育

　教育要領による「教育活動の一環」としての「預かり保育」として実施していること。

　　ただし、次の(イ)(ロ)(ハ)に該当するものは、補助対象外とする。

(イ) 教育時間前後において、登園した園児を幼稚園内で自由に遊ばせているだけの場合

　　　(ロ) 一時預かり事業(幼稚園型)を市町村から受託している、または補助を受けている場合

(ハ) 課外活動の時間

② 実施主体

預かり保育の実施主体は、幼稚園設置者であること。

第三者が実施するものや、第三者が幼稚園の施設を借りて実施するものは補助対象外とする。

③ 預かり保育の担当者

幼稚園教諭免許または保育士資格を有する者（以下、「担当教員」という）

※ 「幼稚園教諭免許を有する者」には、幼稚園教諭の普通免許状を有していた者(教育職員免許

法第10条第１項又は第11条第４項の規定により免許状が失効している者を除く)を含む。

※ 保育士(保母)資格証明書のみ有する場合、保育士証の交付を受けること。

　④ 保育日の区分

　　通常保育日　： 教育課程に係る教育時間を設定する日（例：平日等）

　　休業日　　　： 園則で定める休業日（例：土日祝・創立記念日・代休日等）

　　長期休業日　： 園則で定める長期休業日（例：春休み・夏休み等）

　⑤ 預かり保育開設時間

　　預かり保育の利用が可能であることを保護者向け通知で通知している時間とする。ただし、

　　当初より、預かり保育の利用者がいないことが明らかな場合等、預かり保育を実施している

　　実態を伴わない場合は、預かり保育を開設したとは認めない。

　⑥ 預かり保育実施時間

　　実際に園児を受け入れ、預かり保育を実施した時間とする。なお、園児を預かっていない準備

　　や片付けの時間は預かり保育実施時間には含めない。

⑦ その他

　・長期休業期間の夏期保育等で、全員参加形態の時間帯は、預かり保育の時間に含まない。

　　なお、学期中の通常保育日の振り替えとして、長期休業期間に実施する夏期保育等について

は、保育日の区分を「通常保育日」とすること。※「夏期保育等」には、名称によらず同じ

趣旨で行う長期休業期間中の保育日を含む。

　・事業計画で定めた預かり保育日数と実施日数が著しく異なる場合は、補助対象外とする

　　ことがある。

**（２）「通常保育日」の預かり保育をする場合**

① 実施日数

原則として、年間を通じて継続的に預かり保育を実施していること。

**継続的に預かり保育を実施する**とは、次の(イ)(ロ)(ハ)をすべて満たしていることとする。

(イ) 通常保育日に預かり保育を必ず実施すること。

(ロ) 週当たりの実施回数が５日以上であること。

(ハ) ４月から預かり保育を実施していること。

ただし、上記(イ)(ロ)(ハ)を満たさない場合にあっても、次の(ニ)(ホ)(ヘ)に該当する場合に限り、継続的

に預かり保育を実施するとみなすこととする。

(ニ) 園児が主体となる行事の日に、預かり保育を実施していない場合

（例：入園式･始業式･終業式･運動会･遠足･作品展･発表会･保育参観･保護者･懇談会　等）

(ホ) 園児が主体とならない理由だが、止むを得ない事情により、預かり保育を休止する場合であって、

一定期間、その旨の周知を行った上で預かり保育を休止している場合

（例：臨時の職員会議、教職員の園内研修、行事等の準備　等）

　　(ヘ) 園関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性者・濃厚接触者が特定されたことを理由に、臨時休園

を実施し、当該臨時休園日に預かり保育を実施しなかった場合

 　② 区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **預かり保育開設時間** | **開園時間**（※1） |
| Ａ | １日４時間以上開設し、18時以降(18時を含む)も開設 | 11時間以上 |
| Ｂ | １日４時間以上開設 | ― |
| Ｃ | １日２時間以上４時間未満開設しており、教育時間と預かり保育開設時間が合わせて８時間以上 | ― |
| Ｄ | １日２時間以上４時間未満開設しており、 教育時間と預かり保育開設時間が合わせて８時間未満 | ― |

（※1）開園時間とは、保護者向け通知で明示している、園児を受け入れることが可能である

　　　 時間で、そのうち最も早い時間から最も遅い時間までとする。

**（３）「休業日」の預かり保育をする場合**

|  |  |
| --- | --- |
| **実施日数** | **開園時間**（※2） |
| 10日以上 | ４月から10月までに10日以上実施し、年間を通じて20日以上の預かり保育を実施（※1） | ８時間以上 |

　　（※1） 下記（４）に該当する長期休業日は除く。

　　（※2） 上記（２）に準ずる。

**（４）「長期休業日」の預かり保育をする場合**

|  |  |
| --- | --- |
| **実施日数** | **開園時間**（※2） |
| 15日以上30日未満 | ４月から10月までに15日以上実施し、年間を通じて計20日間以上実施（※1） | ８時間以上※夏期保育の実施時間含む |
| 30日以上 | ４月から10月までに30日以上実施し、年間を通じて計40日間以上実施（※1） |

　　（※1） 長期休業期間中の休業日は、長期休業日としてカウントすること。また、実施日数には、

８月に通常保育日または休業日の保育区分で預かり保育を実施した日数を含む。

　　（※2） 上記（２）（３）に準ずる。

**２　補助の算出方法など**

　通常保育日･休業日･長期休業日の区分ごとに、担当教員数、預かり保育時間数、実施日数等に

応じて単価を算出する。

**（１）預かり保育時間数のカウント方法**

　① 一日の預かり保育時間は、実際に預かり保育を実施した時間でカウントすること。

※園児を預かっていない準備や片付けの時間は、カウントから除くこと。

※30分単位の算定とし、30分に満たない時間については切り捨てとすること。

② 夏休み中(長期休業期間)の夏期保育等で、全員参加形態の時間帯は、預かり保育の時間に

含まない。なお、学期中の通常保育日の振替えとして、長期休業期間に実施する夏期保育等

については、保育日の区分を「通常保育日」とすること。

※上記には、「夏期保育」という名称によらず、同じ趣旨で行う長期休業期間中の保育日を含む。

**平均預かり保育時間**とは、４月から10月において、実際に園児を受け入れ、預かり保育を実施

した日の「一日の預かり保育時間」の合計を、当該日数の合計日数で除した時間とする。

　　なお、預かり保育を実施した日の保育時間が２時間未満の場合、また園児の受け入れがなかった

場合の当該保育時間数及び当該日数は控除する。

また、算出は通常保育日、休業日、長期休業日の各区分で行う。

　 参考







**（２）担当教員のカウント方法**

① 一日の平均担当教員数は、預かり保育を実施した日の担当教員の預かり保育従事時間数の合計を、

当該日の預かり保育時間数で除した数(小数第一位を四捨五入)とすること。

　② 預かり保育時間中、恒常的に配置されている担当教員数とする。

③ 夏休み中(長期休業期間)の夏期保育等で、全員参加形態の時間帯は預かり保育の対象外とし、

預かり保育時間中の担当教員のみカウントすること。※「夏期保育」という名称によらず、

同じ趣旨で行う長期休業期間中の保育日を含む。

**平均担当教員数**とは、４月から10月において、実際に園児を受け入れ、預かり保育を実施した日の

「一日の平均担当教員数」の合計を、当該日数の合計日数で除した数(小数点以下切捨て)とする。

なお、預かり保育を実施した日の預かり保育実施時間が２時間未満の場合、また園児の受け入れ

がなかった場合の当該担当教員数及び当該日数は控除する。

また、算出は通常保育日、休業日、長期休業日の各区分で行う。

 参考



****

**３　補助金額**

　　要綱第３条に規定される補助金額は、要件に該当する幼稚園の預かり保育の実施状況を評価し、予算の範囲内で毎年度設定する。

[単位：千円]

補助金額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通常保育日 | 長期休業日 | 休業日 |
| 区分 | 平均担当教員数 | 平均預かり保育時間数 | 平均担当教員数 | 実施日数 | 平均担当教員数 | 実施日数 |
| 2時間以上5時間未満 | 5時間以上6時間未満 | 6時間以上7時間未満 | 7時間以上 | 15日以上30日未満 | 30日以上 | 10日以上 |
| A | 1人 | 1,400 | 1,700 | 2,200 | 2,800 | 1人 | 160 | 160 | 1人 | 300 |
| 2人 | 1,900 | 2,600 | 3,500 | 4,500 | 2人 | 330 | 440 | 2人 | 700 |
| 3人 | 2,400 | 3,340 | 4,600 | 5,900 | 3人 | 510 | 680 | 3人 | 1,040 |
| B | 1人 | 1,200 | 1,500 | 2,000 | 2,600 |
| 2人 | 1,700 | 2,400 | 3,300 | 4,300 |
| 3人 | 2,200 | 3,140 | 4,400 | 5,700 |
| C | 1人 | 800 | 1,100 | 1,600 | 2,200 |
| 2人 | 1,300 | 2,000 | 2,900 | 3,900 |
| 3人 | 1,800 | 2,740 | 4,000 | 5,300 |
| D | 1人 | 400 | 700 | 1,200 | 1,800 |
| 2人 | 900 | 1,600 | 2,500 | 3,500 |
| 3人 | 1,400 | 2,340 | 3,600 | 4,900 |

**４　事業計画書等の提出について**

　所定様式により作成の上、別途指定する期日に提出すること（別途「依頼文」参照）。